2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用している。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。
建　　物　3年～50年
構　築　物　2年～60年
車両運搬具　4年～7年
機械装置　5年～17年
工具器具備品　2年～20年
なお、受託研究収入等によって購入した固定資産は、研究期間で減価償却している。
また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84及び第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。
⑵　無形固定資産
定額法を採用している。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいている。
3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
外部資金等自己収入を財源とする教職員に支給する退職一時金に充てるため、将来の退職給付見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。また、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していない。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86条第4項に基づき計算された退職一時金の期末自己都合要支給額の当期増加額を計上している。
4．賞与引当金及び見積額の計上基準
外部資金等自己収入を財源とする教職員に支給する賞与に充てるため、将来の賞与支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。また、賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与に係る引当金は計上していない。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。
5．貸倒引当金（徴収不能引当金）の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準　低価法
評価方法　移動平均法
ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法による。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
土地及び建物は、近隣の地代や家賃等を参考に計算している。
工具器具備品は、減価償却費相当額で計算している。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付政府保証債の平成24年3月末利回りを参考に0.985％で計算している。
9．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
10．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。
11．財務諸表等の表示単位
財務諸表等は、千円未満切捨てにより作成している。
なお、利益の処分に関する書類（案）については、円単位で表示している。

Ⅱ．会計方針の変更
当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成24年1月25日改訂）の改訂に伴い、固定資産の減損の会計処理を見直している。
これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の当期純利益は14,163千円減少している。

Ⅲ．追加情報
当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成24年1月25日改訂）並びに「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会平成24年3月30日最終改訂）を適用している。

Ⅳ．貸借対照表
1．当事業年度末における債務保証額　2,760,574千円(㈱国立大学財務・経営センター債務負担金)
2．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　747,608千円
3．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　9,692,416千円
4．独立行政法人国立大学財務・経営センターからの借入に伴い、土地の一部を担保に供している。
担保提供資産残高
土地　3,020,000千円
対応する債務残高
一年以内返済予定長期借入金　121,117千円
長期借入金　907,918千円
5．資産除去債務等
⑴　資産除去債務の概要
主に、燃料電池ナノ材料研究センターに係る原状回復義務によるものである。
⑵　支出発生までの見込期間等の前提条件
使用可能見込期間は、当該資産の耐用年数をもって見積もっている。
なお、受託研究収入等によって購入した固定資産は、研究期間を耐用年数としている。
6．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりである。
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
・附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　7,962,264千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　3,253,309千円
・利益剰余金に与える影響額（差引）　4,708,954千円
⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　520,381千円